

岐阜県緑の博士（グリーンドクター）になるには

まずは、初級にあたるA級研修の受講を応募してください！

- ① 研修申込書に添付された職務経歴書、業務実績書等により、応募資格の条件を満たしているかどうか、研修を受講するにあたり必要な基本的知識を有するかを審査します。
- ② A級研修受講者の選抜
 - (1) 選抜試験の目的及び受講者の決定
選抜試験はグリーンドクターの研修受講に必要な知識及び技能の水準を審査するもので、筆記試験により行い、業務実績の審査とともに研修受講者を決定します。
 - (2) 選抜試験の方法
選抜試験の問題は、グリーンドクター研修の各科目から適宜作成する選択式の出題により行います。
 - (3) 選抜結果
選抜の可否は選抜試験結果通知により通知します。
- ③ A級研修 前5日間（全日程出席必須）
 - ・ 樹木保護に関する制度
 - ・ 樹木の生理・生態
 - ・ 樹木と土壌の関わり
 - ・ 気象害の診断と対策
 - ・ 病害虫の診断と治療
 - ・ 農薬の取扱い
 - ・ 総合診断
 - ・ 診断書の作成
- ④ 適正試験
 - (1) 適正試験の目的
研修受講者が必要な知識及び技能を修得したか否かを審査します。
 - (2) 適正試験の方法
研修期間中に科目ごとに行い、面接または筆記試験とします。
- ⑤ 認定審査及び審査結果の通知
研修における適正試験の結果に基づいて認定者を決定します。

認定までの流れ

